

石川県公報

令和5年10月10日
第13649号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告		監 査 委 員	
○石川県規則第29号の公布公告	(行政経営課) 1	○入札公告	(警察本部) 3
○入札公告	(デジタル推進課) 1	○包括外部監査人の補助者の氏名等	5
○公共測量実施公告	(監理課) 3	○定期監査結果公表	5
○公共測量終了公告	(同) 3	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	6
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 3		

公 告

石川県規則第29号の公布公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則（昭和三十九年石川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項の表女性活躍・県民協働課の項の次に次のように加える。

文化振興課

東アジア文化都市推進室

第六条の三第二項の表に次のように加える。

東アジア文化都市推進室

第一項の表文化振興課の項第一号に掲げる事務のうち、東アジア文化都市交流事業に関する事。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

セキュリティ対策ソフトのライセンス 一式

- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年11月30日
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和5年10月10日（火）から同月20日（金）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

令和5年10月30日（月）午前10時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎14階 1412会議室（入札後、即時開札する。）

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと

認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年7月4日から 令和6年2月15日まで	金沢市北森本町地区
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年9月26日から 令和6年2月29日まで	小松市千代町地内
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年9月26日から 令和6年2月29日まで	小松市千代町地内

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和5年5月22日から 同年9月20日まで	小松市鍋谷川地域

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

- 組合の名称
野々市市西部中央土地区画整理組合
- 事務所の所在地
野々市市堀内三丁目10番地
- 設立認可の年月日
平成28年1月26日
- 変更認可の年月日
令和5年9月29日
- 変更の内容
事業施行期間
平成28年2月2日から令和10年3月31日まで

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年10月10日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

使用済県有車両売払い

(2) 物品及び数量

警察車両以下15点

※ 詳細については、入札説明書による。

(3) 引渡場所及び引渡期限

ア 引渡場所 金沢市粟崎町5丁目183番3

イ 引渡期限 令和5年12月22日(金)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年10月30日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年10月31日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年11月1日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年11月1日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎4階 会計課作業室

6 入札方法

入札金額は、1(2)の買取価格のほか、輸送費など取引に要する一切の諸費用を含む総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

監 査 委 員

石川県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人 古谷まゆみ の監査の事務を補助する者について令和5年9月29日に協議が調ったので、その氏名等を次のとおり告示する。

令和5年10月10日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

氏 名	住 所	補助できる期間
細 見 孝 次	金沢市富樫2丁目5番41-5号	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
安 部 史 郎	東京都練馬区南田中2-2-15	〃

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年10月10日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
松任高等学校	令和5年9月4日	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢県税事務所	”	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	”
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	”	”	”
白山警察署	”	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和5年9月11日	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	”
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	”	”	”
能登空港管理事務所	”	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”
小松高等学校	”	”	”
小松県税事務所	”	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	”
小松商業高等学校	”	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”
小松瀬領特別支援学校	令和5年9月28日	”	”
小松特別支援学校	”	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
奥能登土木総合事務所	”	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	”

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県教育委員会等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年10月10日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

(別 紙)

教 文 第 1575 号
令和 5 年 9 月 14 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 5 年 8 月 31 日 付 け 石 監 査 第 284-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が 2 年連続で発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	文化財課	<p>2 年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、職員との個別面談時等に、改めて全職員に対し、交通法規を遵守するとともに安全運転に万全を期するよう周知徹底を図ったほか、事故を発生させた職員に自動車運転技術向上研修を受講させ、職員の運転技術向上に取り組んでおります。</p> <p>今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、交通安全に万全を期し、交通事故の防止に努めます。</p>

企 第 628 号
令和 5 年 9 月 20 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 馳 浩

令和 5 年 8 月 31 日 付 け 石 監 査 第 284-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
<p>公用車の交通事故が 2 件発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	企画課	<p>公用車の運行につきましては、今後発生することのないよう、職員に対して、より一層の安全運転への注意喚起をすることとしています。</p>

人 第 525 号
令和 5 年 9 月 19 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 馳 浩

令和 5 年 8 月 31 日 付 け 石 監 査 第 284-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
<p>委員報酬の支出事務において、本来支払うべき期日に支出漏れし、翌月に支出しているものがあつた。</p> <p>今後、このようなことがないよう十分注意すること。</p>	人事課	<p>支払期日が定められている委員報酬については、支出事務担当者だけでなく、グループリーダーにおいてもチェック表により処理状況を確認することとし、二重のチェック体制をとることで確実に支出事務を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後とも、職員への注意喚起を継続し、再発防止に努めてまいります。</p>

市 町 第 731 号

令和5年9月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和5年8月31日付け石監査第284-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
旅費の支出事務において、令和3年度会計から支出すべきところ、令和4年度会計から支出されているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	市町支援課	指摘された事項につきましては、今後は該当職員へ速やかに必要書類の提出を依頼するよう庶務担当者間での引継ぎを徹底し、再発防止に努めます。